

# 空き家の条例を改正しました

4月1日から施行



空き家を放置したことでの死亡事故に繋がる可能性も…

## ○事故例と損害額（試算）

### 外壁材などの落下による死亡事故

被害者：11歳男児

損害額：約5,600万円

### 倒壊による隣家の全壊・死亡事故

被害家屋：築20年、延床面積83m<sup>2</sup>

被害者：40歳男性、36歳女性、8歳女児

損害額：約2億1,000万円

※出典：（公財）日本住宅総合センター  
「空き家による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」

## 【民法第940条】（抜粋）

相続放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己的財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

空き家の適正管理は、空き家を放置しておくことで近隣に何らかの被害を与えてしまった場合に定期的な点検や修繕を行うなど適正な管理をお願いします。なお、一つの例として、空き家の相続を放棄したとしても、次の管理者が現れるまでは、相続財産の管理義務があるとされています。

## 所有者の責任です

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」との整合性を図るために、「結城市空き家等の適正管理に関する条例」を改正しました。主な改正内容としては、法に基づいた結城市空き家等対策協議会の設置のほか、使用しなくなつて、おおむね1年が経過していない建物についても「準空き家等」として定義しました。目的としては、空き家問題の早期解決を図り、管理状態が悪い場合は、所有者に対して助言・指導するためです。

具体的には、概ね年間をとおして使用がない建物のことをいいます。（空き家には、宅地に付属する塀・物置・立木・雑草なども含みます）

問 市生活環境課  
☎ 34-0410



ホームページ

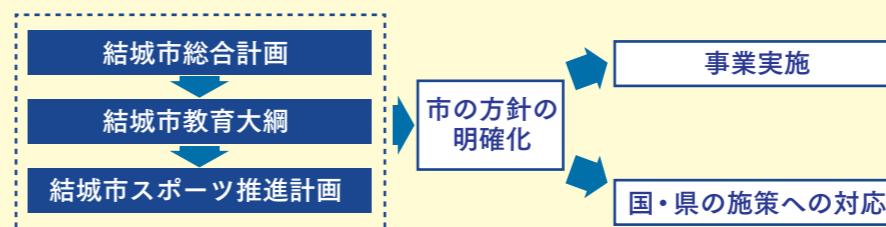
# 結城市スポーツ推進計画を策定しました

近年、スポーツは競技を「する」だけでなく、観客として「みる」、指導者やボランティアとして「ささえる」といったさまざまな関わり方がみられ、社会における役割も変化してきています。

そこで市教育委員会では、本市のスポーツ振興に係る事業の現状の課題と中長期的な方針を明確化するため、「結城市スポーツ推進計画」を策定しました。

今後は本計画を基に、スポーツに関する各種事業を計画的に実施し、本計画の進捗管理や次期計画策定にあわせてスポーツ推進審議会や市民の皆さんとの意見を取り入れ、スポーツの振興を図っていきます。

## 【計画の位置づけ】



スポーツ推進委員活動の様子  
(スポーツ吹矢の指導)

【計画期間】 2019年度～2021年度【3カ年】

## 【計画の体系】

基本理念：生涯スポーツの充実による活力ある地域社会の実現

基本目標：誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進

### 基本施策 I スポーツ・レクリエーション活動環境の充実

#### 1 施設の有効活用

総合的かつ計画的な管理を推進し、最適な公共施設サービスと財政運営を両立するため、本計画および「結城市公共施設等総合管理計画」に基づき、財政面を考慮しつつも活動環境を充実するための施設の維持管理を進めていきます。

#### 2 各種大会の開催

「する」スポーツだけでなく、観客として「みる」スポーツ、運営ボランティアや審判員として「ささえる」スポーツとしての視点を持ち、さまざまな角度からスポーツ活動へ参画してもらい、新たなスポーツ・レクリエーション活動の創出へと繋がるきっかけとなるような大会運営を行います。

### 基本施策 II スポーツ・レクリエーション活動への支援

#### 3 指導者の育成と資質の向上

自主的・自発的なスポーツ・レクリエーション活動を促し、活力ある社会の実現につなげるため、スポーツ推進委員や指導者の育成により、スポーツの普及に取り組むリーダーとなり得る人材を確保していきます。

「結城市スポーツ推進計画」の内容や、市のスポーツに関する事業については、市ホームページでご覧いただけます。

問 市スポーツ振興課 | ☎ 32-6340



シルクカップロードレース大会  
(する・みる・ささえるが一体となった大会)